

○農林水産省令第三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

名 出 後		名 出 編	
別表第 1 (第 1 条関係)		別表第 1 (第 1 条関係)	
1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準		1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 飼料一般の製造の方法の基準		(2) 飼料一般の製造の方法の基準	
ア～ニ (略)		ア～ニ (略)	
ヌ 安息香酸は、豚を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。		ヌ 安息香酸は、 <u>体重がおおむね70kg以内の豚 (種豚育成中のも</u> <u>のを除く。)</u> を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。	
ネ～ヒ (略)		ネ～ヒ (略)	
(3)～(5) (略)		(3)～(5) (略)	
2～6 (略)		2～6 (略)	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。